

○伊勢崎市教育委員会共催、後援及び協賛に関する事務取扱要綱

平成19年11月1日

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ、芸術文化、教育、地域活動等の振興（以下「スポーツ、芸術文化等の振興」という。）に寄与する事業に対し、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催、後援及び協賛（以下「共催等」という。）を行う場合の基準及び手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 各種大会、講演会、展覧会、研修会又は催物をいう。
- (2) 事業主催者 事業を主催する機関又は団体であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる公共的団体
 - イ 市内の社会教育関係団体
 - ウ 市内の学校又は学校の連合会
 - エ 市内の公益法人その他の公共団体
 - オ その他市長が団体等として適当と認めたもの
- (3) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (4) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催について援助することをいう。
- (5) 協賛 事業の趣旨に賛同し、その開催について協力することをいう。
- (6) 教育長賞 教育委員会が共催、後援又は協賛を行う事業において、優秀な成績を修めた者又は団体に対し伊勢崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が交付する賞をいう。

(使用の名義)

第3条 共催等において、使用を承認する名義は、「群馬県伊勢崎市教育委員会」

又は「伊勢崎市教育委員会」とする。

2 教育長賞として賞品を交付する場合において、使用を承認する名義は、「群馬県伊勢崎市教育長」又は「伊勢崎市教育長」とする。

3 共催等の名義の使用期間は、承認を受けた事業の開始の日から終了の日までとし、6箇月を限度とする。ただし、当該事業の内容によりやむを得ない場合は、6箇月を超えて使用させることができる。

(共催等の内容)

第4条 教育委員会が行う共催等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共催等の教育委員会の名義使用
- (2) 教育長賞の交付及びその名義の使用
- (3) その他教育長が必要と認めた事項

(承認の基準)

第5条 教育長は、事業主催者から共催などの申請があったときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準のいずれにも該当する場合に共催等を行うものとする。ただし、教育長が特に認めたものについては、この限りでない。

(1) 事業の目的

- ア 事業が営利を目的としないもの
- イ 事業が政治的又は宗教的目的を有しないもの
- ウ 共催等の依頼目的が集客又は売名を目的としているおそれのないもの

(2) 事業の内容

- ア 広く市民生活に有益と認められるもの
- イ スポーツ、芸術文化等の振興に寄与すると認められるもの
- ウ 事業の実施、運営、安全対策及び経費負担について、事業主催者が責任をもって行えるもの
- エ 公序良俗に反しないものその他社会的非難を受けるおそれのないもの
- オ その他教育委員会が共催等を行う事業として適さないおそれがないもの

2 前項に規程するもののほか、教育長が特に認めた事業は、共催等を行うことができる。

(教育長賞)

第6条 教育長賞は、1事業につき1件とし、賞状の交付をもって行うものとする。

ただし、賞状の用紙は、教育長が指定するものを使用しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、教育長が必要と認めたときは、教育長賞として賞品を交付することができる。この場合において、交付する賞品の数は、教育長賞1件につき1品とし、楯、カップ等のうち申請団体が指定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、事業主催者から教育長賞の交付について次に掲げる事項の依頼があったときは、教育長は、事業の目的、内容、規模等を勘案し、贈呈する賞状又は賞品を決定することができる。

(1) 1事業につき2件以上の教育長賞の交付を受けたい旨の依頼

(2) 教育長賞の賞品を持ち回りする等、教育長賞を継続的に使用したい旨の依頼

(3) その他教育長が定めるもの

(申請の手続)

第7条 事業の実施に当たり、教育委員会の共催等の承認を受けようとする事業主催者は、事業を実施する2週間前までに関係書類を添えて伊勢崎市教育委員会共催等名義使用申請書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。

2 事業の共催等の依頼があったときは、総務課又は生涯学習課が受付をし、当該共催等の連絡調整を行い、必要な手続を行うものとする。

3 共催等の申請を受け付ける場合、特に新規に依頼を受けた事業主催者に対し、団体の規約又は会則、会員名簿等を提出させ、事業主催者の実態や活動状況の把握に努めなければならない。

4 共催等の申請を受理した場合は、速やかに承認の可否を決定し、申請団体に伊勢崎市教育委員会共催等名義使用承認通知書(様式第2号)又は伊勢崎市教育委員会共催等名義使用不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(承認の取消し)

第8条 教育長は、共催等を承認した事業が計画等の変更により共催等を行うことが適当でないとき、共催等を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により共催等の承認を取り消したときは、交付した賞品の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は、教育長がその都度別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。